

議案第 55 号

権利の放棄（鳥取県母子福祉資金貸付金償還金及び違約金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

昭和 60 年 8 月 1 日に貸し付けた鳥取県母子福祉資金貸付金に係る未償還額、未払の利子及び違約金の請求権について権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

貸付金 800,000 円のうち 290,580 円の未償還額、未払の利子 10,640 円及びこれに対する違約金

3 相手方

債務者 北海道函館市 個人

4 理由

債務者の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項の規定により当該債権の回収が不可能である。また、連帯保証人は死亡しており、連帯保証人の相続人は完済または時効の援用により債務が消滅しており、当

該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。